

一般社団法人久米島町観光協会ホームページ広告掲載取扱要領

第1条 趣旨

この要領は、久米島町観光協会（以下「観光協会」という。）がインターネット上に公開している久米島町観光協会の公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

第2条 広告の掲載基準

ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、リンク先のホームページは、次のいずれにも該当しないものとする。

- （1）法令又は条例若しくは規則に違反し、又はそのおそれのあるもの
- （2）政治活動、宗教活動、意見広告、風俗営業及び個人の宣伝に関するもの
- （3）ホームページの公共性、及び品位を損なうおそれのあるもの
- （4）前3号に掲げるもののほか、広告の内容が適当でないと観光協会が認めるもの

第3条 広告掲載期間

広告を掲載する期間は、原則として、事業年度開始日から末日までの1年間とする。

第4条 広告の掲載位置

広告の掲載位置は、観光協会が決定する。

第5条 広告掲載の申込み

- （1）広告の掲載を希望する者は、バナー広告掲載申込書を観光協会に提出しなければならない。
- （2）観光協会は、前項の申込書を提出した者（以下「申込者」という。）に対し、会社案内等の申込者の概要が分かるもの、掲載しようとする広告案その他観光協会が必要とする書類等の提出を求めることができる。

第6条 広告掲載の決定

- （1）観光協会は、前条の規定による申込みがあったときは、その広告掲載の適否を審査し、掲載の可否を決定の上、申込者に通知しなければならない。
- （2）観光協会は、必要があると認めるときは、申込者に対し広告の修正を求めることができる。

第7条 広告掲載料金

- （1）広告の掲載は、原則として年間契約とする。但し、年度途中に広告掲載の申込をした場合は、契約月から事業年度末日までとする。
- （2）料金は別表のとおりとする。年度途中に広告掲載の申込をした場合は、月額料金に年度内掲載月

を乗じた金額とする。

- (3) 掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、観光協会に指定された期日（広告掲載開始日の15日前）までに、前号の掲載料金を一括して払わなければならない。
- (4) 広告掲載期間中、観光協会の都合でホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延期する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延期は行わない。

第8条 広告原稿の作成・提出

広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成し、観光協会が指定した期日までに提出する。

第9条 広告の規格

- (1) バナー広告の規格は別表のとおりとする。
- (2) 広告の内容に関する変更は、原則として行わないものとする。ただし、URLの変更等必要なものに関しては、観光協会が認めた場合に限り変更することができるものとする。

第10条 広告掲載取りやめ

- (1) 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取りやめることができる。
- (2) 前項の規定により、広告の掲載を取りやめようとする広告主は、取りやめる日の7日前までに、広告掲載取りやめの旨を観光協会に対し、書面又は電子データ（FAX、メール可）にて通知しなければならない。

第11条 広告の掲載取消し

観光協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取消することができる。

- (1) 広告の内容が第2条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 広告主が第7条第3号に規定する期日までに掲載料金を支払わないとき。
- (3) 広告主が第8条に規定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、広告の掲載を取消す必要があると観光協会が判断したとき。

第12条 広告掲載料の返還

既納の広告掲載料金は、原則として返還しない。

第13条 免責事項

- (1) 広告主は、ホームページの更新、修正等又は、サーバー及び通信回線等の点検、障害等によるホームページの停止により、広告の掲載が一定期間停止されることをあらかじめ承諾しなければならない。
- (2) 広告主は、前号の理由によりホームページが一定期間停止された場合であっても、掲載料金の返還又は損害賠償を観光協会に請求することができない。

(3) 広告の掲載による責任は、広告主が負うものとし、直接的又は間接的に生じたいかなる損害についても、観光協会は賠償する責めを負わない。

第14条 その他の事項

この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は観光協会が別に定める。

付 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

社団法人から一般社団法人へ団体表記変更、2. 別表の修正 平成28年3月から施行する。

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月8日から施行する。

別 表

掲載場所	規格(ピクセル)	枠	料金(一般)	料金(加盟店)	形式	容量
フッター部分	150×60	15	50,000円/年 4,200円/月	36,000円/年	GIF JPEG	10KB以内

※上記広告料金は税別での表記です。